

## 競争的資金に係る間接経費の取扱要項

制定 平成18年10月5日

### (趣旨)

第1 酪農学園大学（短期大学部を含み以下「本学」という。）に受入れる競争的資金に係る間接経費の取扱いについては、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）及びその他別に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (競争的資金)

第2 競争的資金とは、資金を配分する主体が広く一般の研究者等又は特定の研究者等を対象に、特定の研究開発領域を定め、又は特定の開発領域を定めずに研究開発課題を募り、研究者等から提案された研究開発課題の中から、当該課題が属する分野の専門家を含む複数の者による、研究開発の着想の独創性、研究開発成果の先導性、研究開発手法の斬新性その他の科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づき、実施する課題を採択し、当該課題の研究開発を実施する研究者等又は研究者が属する組織にそのための資金を配分する制度をいう。

2 競争的資金の受入れに際しては、事務取扱部所（内容によりエクステンションセンター又は学事課）と調整の上、執り進めるものとする。

### (競争的資金の間接経費)

第3 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するものとする。

2 研究代表者等は、間接経費の大学への譲渡に関する権限を学長に委任するものとする。

3 間接経費の執行は、当該年度内に、学長の下で適正かつ効果的に行うものとする。

4 間接経費の使用実績は、所定の期日までに配分機関に報告するものとする。

### (間接経費の主な使途)

第4 間接経費の主な使途は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な使途の例示について（平成17年3月23日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準拠して行うものとする。

### (雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、間接経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

2 この要項の改廃は、協議会で行うものとする。

### 附 則

この要項は、平成18年（2006年）9月1日から実施する。